

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令案に対する意見公募要領

令和4年9月29日  
経済産業省  
貿易経済協力局貿易管理部  
貿易管理課原産地証明室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

RCEP協定の各締約国が令和5年1月1日からHS2022により置き換えた品目別規則に基づく運用を行うこととなったことに伴い、必要な国内法令整備の一環として「第一種特定原産地証明書」に係る様式（RCEP合同委員会にて採択されたもの）の変更を実施するため、当該様式を定めている省令を改正することとしました。つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本案作成の参考とさせていただきます。

2. 意見公募の対象

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和4年9月29日（木）～令和4年10月28日（金）（郵送の場合は同日必着）

4. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）インターネット

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

（2）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件へのご意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済協力局原産地証明室パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： gensanti-syoumei@meti.go.jp

（電子メールの件名を「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## 5. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

